

平成28年 第29回
美幌町農業委員会総会議事録

平成28年8月25日 1日間 第全号

1 開催日時 平成28年8月25日(木) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 美幌町議会議事堂

3 出席委員は次のとおりである。(18人)

振興副部長	1番 佐藤 澄義君		2番 根塚 信義君
	3番 小林 勝義君		4番 西島 和一君
	5番 山谷 朋之君	農地副部長	6番 池端 利博君
	7番 日並 寛陽君		8番 名古屋繁雄君
	9番 大西 政雄君		10番 日下 優君
振興部長	11番 秋山 稔君		12番 東 砂裕理君
	13番 影山 秀樹君		14番 加藤 安弘君
	17番 千葉 正美君	会長職務代理	16番 松本 訓宜君
会長	19番 鈴木 幸往君		18番 風間 昇君

4 農業員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二君	総務担当主査	佐々木 鑑仁君
総務担当	中谷 賢司君	臨時筆生	高橋 千夏君

議事日程

平成28年第29回美幌町農業委員会総会

平成28年8月25日午後1時30分 開会

日程第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第 2		諸般の報告について
日程第 3		会期の決定について
日程第 4		会務報告について
日程第 5	報告第50号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 6	議案第95号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第 7	議案第96号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 8	議案第97号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 9	議案第98号	現況証明願いについて
日程第 10	協議第11号	美幌町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について

議長	ご苦労さまです。
事務局長	本日の出席委員は18名です。定足数に達しており、総会は成立していますので、ただいまより平成28年第29回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては、美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、議事進行につきましては、鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により、議長において指名致します。</p> <p>議事録署名委員は、議席番号5番 山谷委員、同じく議席番号6番 池端委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。</p>
議長	日程第2、「諸般の報告について」は、事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件は、お手元に配布しております議事日程のとおり、報告1件、議案4件、協議1件となっております。朗読については、省略をさせていただきます。なお、議席番号15番白石委員、所用により欠席する旨届け出がありました。以上で、諸般の報告を終わります。
議長	<p>日程第3、「会期の決定について」は、付議案件数から見て、本日1日間と致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と致します。
議長	<p>日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。何かご質問ありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定致します。
議長	<p>日程第5、報告第50号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。</p> <p>内容番号48号。</p>
総務担当主査	【報告第50号 内容番号48号 議案書をもとに朗読】
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	ご異議なしと認め、内容番号48号は承認することに致します。 内容番号49号。
総務担当	【報告第50号 内容番号49号 議案書をもとに朗読】
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号49号は承認することに致します。 報告第50号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、承認することに決定致します。
議長	日程第6、議案第95号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号206号から207号は関連がございますので、一括上程致します。 なお、内容番号206号につきましては、〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定に基づき、「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで、退席をお願い致します。 (〇〇委員 退席)
総務担当主査	【議案第95号 内容番号206号から207号まで 議案書をもとに朗読】
8番	内容番号206号から207号までにつきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの離農跡地を売買するものです。受け手の〇〇さんは、後継者もあり、家族で畑作3品の他、玉ねぎ・野菜類を作付され、意欲的に営農されております。なお、農業公社へ売買した農地については、〇〇さんが引き受けることになっておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号206号から207号は適当と認めます。 (〇〇委員 入席)
議長	内容番号208号。
総務担当	【議案第95号 内容番号208号まで 議案書をもとに朗読】
4番	内容番号208号につきましては、ただいま事務局説明のとおりであります。この案件は、〇〇さんの所有農地を農業公社へ売買するものです。なお、この農地については、〇〇さんが引き受けることになっておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号208号は適当と認めます。 議案第95号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。

議長	日程第7、議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号92号から95号は、関連がございますので、一括上程致します。
総務担当主査	【議案第96号 内容番号92号から95号まで 議案書をもとに朗読】
3番	内容番号92号から95号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんが今年で離農することになり、地域内の農家に農地を賃貸するものです。借受する4戸につきましては、それぞれ家族で小麦や豆類などを作付し、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを、8月16日影山委員と確認しておりますので、よろしくお願ひ致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号92号から95号は適当と認めます。 内容番号96号。
総務担当主査	【議案第96号 内容番号96号 議案書をもとに朗読】
13番	内容番号96号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんが今年で離農することとなり、〇〇さんに農地を賃貸するものです。〇〇さんは家族で畑作3品を作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項の各号要件に該当しないことを、8月16日小林委員と確認しておりますので、よろしくお願ひ致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号96号は適当と認めます。 内容番号97号。
総務担当主査	【議案第96号 内容番号97号 議案書をもとに朗読】
13番	内容番号97号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの所有農地内にある町有地を、町から購入するものです。〇〇さんは、家族で畑作3品や豆類を作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを、8月16日小林委員と確認しておりますので、よろしくお願ひ致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号97号は適当と認めます。 内容番号98号。
総務担当主査	【議案第96号 内容番号98号 議案書をもとに朗読】

7番 内容番号98号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの所有農地内にある号線用地を町から購入するものです。〇〇さんは家族で畑作3品の他、人参等を作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを、8月16日加藤委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号98号は適当と認めます。
内容番号99号。

総務担当主査 【議案第96号 内容番号99号 議案書をもとに朗読】

14番 内容番号99号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの所有農地内にある号線用地を町から購入するものです。〇〇さんは家族で法人経営を行い、小麦・玉ねぎ・人参などを作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを、8月16日 日並委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号99号は適当と認めます。
内容番号100号。

なお、内容番号100号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当主査 【議案第96号 内容番号100号 議案書をもとに朗読】

14番 内容番号100号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんが法人化した後に相続したため、法人に貸付していなかった土地を、今回、法人に貸付するものです。〇〇さんは、家族で法人経営を行い、畑作3品の他、人参などを作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月16日 日並委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号100号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長 内容番号101号。

総務担当主査 【議案第96号 内容番号101号 議案書をもとに朗読】

4番 内容番号101号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの圃場内にある号線用地を町から購入するものです。〇〇さんは家族で小麦・ビート・玉ねぎなどを作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを、8月17日白石委員と確認しておりますので、よろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号101号は適当と認めます。
内容番号102号。

総務担当主査 【議案第96号 内容番号102号 議案書をもとに朗読】

9番 内容番号102号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの所有農地に隣接する号線用地を町から購入するものです。〇〇さんは家族で小麦・ビートの作付の他、酪農経営を行い、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを、8月10日松本委員と確認しておりますので、よろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号102号は適当と認めます。
内容番号103号。

総務担当主査 【議案第96号 内容番号103号 議案書をもとに朗読】

9番 内容番号103号については、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの圃場に隣接する〇〇さんの農地を、使用貸借するものです。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを、8月10日松本委員と確認しておりますので、よろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号103号は適当と認めます。
議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。

議長 日程第8、議案第97号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号5号。

総務担当主査 【議案第97号 内容番号5号 議案書をもとに朗読】

14番	<p>内容番号5号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんが祖父と父親の土地を借り受け、農舎を新設するものです。申請地は、他の農地への影響が少ない場所を選定しており、やむを得ないものであると8月10日 日並委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 内容番号6号。</p>
総務担当	<p>【議案第97号 内容番号6号 議案書をもとに朗読】</p>
4番	<p>内容番号6号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、工業用地内にある〇〇さんの農地を〇〇へ売買し、事務所と工場を整備するものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、やむを得ないものであると8月17日白石委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。 議案第97号「農地法第5条の規定による許可申請について」は適当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>日程第9 議案第98号「現況証明願いについて」を議題と致します。 内容番号33号。</p>
総務担当主査	<p>【議案第98号 内容番号33号 議案書をもとに朗読】</p>
8番	<p>内容番号33号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この土地は、〇〇さん所有の山林に隣接する土地で、以前から畑としては利用されていない土地です。8月8日、農地採草放牧地以外であることを私と根塚委員、池端委員の3人で確認しておりますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号33号は適当と認めます。 内容番号34号。</p>
総務担当主査	<p>【議案第98号 内容番号34号 議案書をもとに朗読】</p>
8番	<p>内容番号34号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この土地は、山林に囲まれた土地で、以前は牧場でしたが、〇〇さんが離農してからは、自然に山林となっている土地です。8月8日、農地採草放牧地以外であることを、私と千葉委員、池端委員の3人で確認しておりますので、よろしくお願い致します。</p>

議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号34号は適当と認めます。 内容番号35号。</p>
総務担当	<p>【議案第98号 内容番号35号 議案書をもとに朗読】</p>
4番	<p>内容番号35号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この土地は、公社へ売買する土地に隣接している土地で、宅地の法面となっている土地です。8月17日、農地採草放牧地以外であることを私と白石委員、日下委員の3人で確認しておりますので、よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号35号は適当と認めます。 内容番号36号。</p>
総務担当	<p>【議案第98号 内容番号36号 議案書をもとに朗読】</p>
10番	<p>内容番号36号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この土地は、山林に囲まれた土地で、以前から山林となっております。8月5日、農地採草放牧地以外であることを私と東委員、風間委員の3人で確認しておりますので、よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号36号は適当と認めます。 議案第98号「現況証明願ひについて」は適当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>日程第10 協議第11号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>【協議第11号 議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、協議第11号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定いたします。</p>
議長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして、第29回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p>

議長

(ブザー)

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時25分